

富山市告示第 28 号

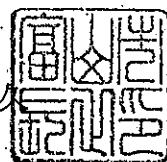
字の区域の変更及び廃止について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、別紙のとおり本市の字の区域を変更し、及び廃止するので、同条第 2 項の規定により告示する。

上記の処分は、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）の規定による県営ほ場整備事業長沢地区の換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

令和 4 年 1 月 27 日

富山市長 藤井 裕



1 字の区域の変更に関するもの

市町村名	従前の大字の区域を変更し、大字「婦中町長沢」に編入する区域		
	大字名	字名	地番
富山市	婦中町 河原町		1番の一部、2番2の一部、3番2の一部、5番2の一部、6番3の一部、7番3の一部、8番2の一部、9番2の一部、220番5の一部、224番4の一部、228番4、230番4、231番6の一部、320番4の一部、386番3の一部、387番4の一部、388番2の一部、389番2の一部、390番3の一部、391番2の一部及び392番2の一部

上記の区域内にある市有地の全部を含む。

市町村名	従前の大字の区域を変更し、大字「婦中町下吉川」に編入する区域		
	大字名	字名	地番
富山市	婦中町 河原町		5番2の一部、6番3の一部、7番3の一部、8番2の一部、9番2の一部、220番5の一部及び224番4の一部

上記の区域内にある市有地の全部を含む。

279番1から279番3まで、280番1から280番3まで、281番1から281番3まで、282番1から282番3まで、283番1から283番3まで、284番1から284番3まで、285番1から285番3まで、286番1から286番3まで、287番1から287番3まで、288番1から288番3まで、289番1から289番3まで、290番1から290番3まで、291番1から291番3まで、292番1から292番3まで、293番1から293番3まで、294番1から294番3まで、295番1から295番3まで、296番1から296番3まで、297番1から297番3まで、298番、299番1から299番3まで、300番1から300番3まで、301番、302番1、302番2、303番1から303番4まで、304番1、304番2、305番1から305番4まで、306番1から306番3まで、307番、308番、309番1から309番3まで、310番1から310番3まで、311番、312番、313番1から313番3まで、314番、315番1から315番3まで、316番1から316番3まで、317番1から317番3まで、318番1から318番3まで、319番1から319番3まで、320番1から320番3まで、321番1から321番3まで、322番3、323番2、323番3、324番1から324番3まで、325番1から325番3まで、326番1から326番3まで、327番1から327番3まで、328番1から328番3まで、329番1から329番3まで、330番1から330番3まで、331番1から331番3まで、332番1から332番3まで、333番1から333番3まで、334番1から334番3まで、335番1から335番3まで、336番

	6 9 番 6 まで、 2 4 7 3 番 1 から 2 4 7 3 番 3 まで、 2 4 7 3 番 5、 2 4 7 3 番 6、 2 4 7 5 番 1 から 2 4 7 5 番 3 まで、 2 4 7 5 番 6、 2 4 7 5 番 7、 2 4 8 2 番 2 から 2 4 8 2 番 4 ま で、 2 4 8 4 番 2、 2 5 3 6 番 5、 2 5 5 1 番 2、 2 5 6 2 番 3、 2 5 6 2 番 6、 2 5 6 2 番 7、 2 5 7 0 番 7、 2 5 7 1 番 5 から 2 5 7 1 番 9 まで及 び 2 5 8 3 番 2 5
山 ノ 下	3 0 8 1 番 2、 3 0 8 3 番 2、 3 0 8 4 番 2 及び 3 0 9 4 番 2
神 丸	6 番 2、 7 番 2、 1 6 9 番 から 1 7 7 番 まで、 1 7 8 番 1、 1 7 8 番 2、 1 7 9 番 1、 1 7 9 番 2、 1 8 0 番 から 1 9 8 番 まで、 1 9 9 番 1 から 1 9 9 番 4 まで、 2 0 0 番 1 から 2 0 0 番 3 まで、 2 0 1 番 1、 2 0 1 番 2、 2 0 2 番 1 から 2 0 2 番 3 まで、 2 0 3 番 1 から 2 0 3 番 3 まで、 2 0 4 番、 2 0 5 番 1、 2 0 5 番 2、 2 0 6 番 1 か ら 2 0 6 番 3 まで、 2 0 7 番 1 から 2 0 7 番 4 まで、 2 0 8 番 1 から 2 0 8 番 3 まで、 2 0 9 番 1 から 2 0 9 番 4 まで、 2 1 0 番 1、 2 1 0 番 2、 2 1 1 番、 2 1 2 番 1 から 2 1 2 番 3 ま で、 2 1 3 番 1 から 2 1 3 番 3 まで、 2 1 4 番 1 から 2 1 4 番 3 まで、 2 1 5 番 1 から 2 1 5 番 3 まで、 2 1 6 番、 2 1 7 番、 2 1 8 番 1 から 2 1 8 番 3 まで、 2 1 9 番 1 から 2 1 9 番 3 まで、 2 2 0 番 1 から 2 2 0 番 3 ま で、 2 2 1 番 1 から 2 2 1 番 3 まで、 2 2 2 番 1、 2 2 2 番 2、 2 2 3 番 1 か ら 2 2 3 番 3 まで、 2 2 4 番 1 から 2 2 4 番 3 まで、 2 2 5 番 1 から 2 2 5 番 3 まで、 2 2 6 番 1 から 2 2 6 番 3 まで、 2 2 7 番 1 から 2 2 7 番 3 ま で、 2 2 8 番 1 から 2 2 8 番 3 まで、 2 2 9 番 1 から 2 2 9 番 3 まで、 2 3 0 番 1 から 2 3 0 番 3 まで、 2 3 1 番 1 から 2 3 1 番 3 まで及び 2 3 2 番 1 から 2 3 2 番 3 まで
中 江	2 1 7 3 番、 2 1 7 4 番 1 から 2 1 7 4 番 4 まで、 2 2 4 1 番、 2 2 4 7 番、 2 2 5 5 番、 2 2 6 0 番 1、 2 2

	9番2、130番1、130番2、131番1から131番4まで、132番1から132番3まで、133番1から133番3まで、134番1から134番4まで、135番1から135番3まで、136番1から136番3まで、137番1から137番4まで、138番1から138番4まで、139番1から139番3まで、140番1、140番2、141番から156番まで、157番1、157番2、158番1、158番2、159番から168番まで及び485番から488番まで
藤 巻	4502番1、4502番3、4502番4、4504番3、4505番2、4505番3、4516番2から4516番16まで、4517番2、4517番5の1、4517番6から4517番12まで、4518番1から4518番5まで、4519番3、4519番3の2、4519番5から4519番7まで、4520番2、4520番5から4520番24まで、4521番6、4521番7、4521番12、4521番13及び4521番15から4521番37まで

上記の区域内にある市有地の全部を含む。